

## 第333回（第22期第6回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和4年12月9日（金） 13：45～16：30

於：隠岐郡隠岐の島町港町

西ノ島町別府 島前集合庁舎1階会議室

### 1 出席委員（敬称略）

大西 寿春（2番）

吉田 篤司（3番）

池田 速人（5番）

升谷 健（6番）

林 千枝子（8番）

亀谷 潔（9番）

### 2 欠席委員（敬称略）

牧野 一（1番）

前田 芳樹（4番）

小谷 茂雄（7番）

### 3 議題

#### （1）隠岐海区漁場計画について（諮問）

—隠岐海区漁場計画案に関する公聴会—

#### （2）知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて（諮問）

#### （3）令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

①まあじ

②まいわし対馬暖流系群

#### （4）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

①令和3管理年度 さば類

②令和4管理年度 まいわし対馬暖流系群

③令和4管理年度 くろまぐろ

#### （5）第8次島根県栽培漁業基本計画の策定について（報告）

#### （6）島根県漁業調整規則の一部改正予定について（報告）

#### （7）隠岐海区漁業調整委員会補欠委員候補者の応募（推薦）結果について（報告）

### 4 挨拶

議長は、審議に先立ち、WEB会議システムにより、出席者が一同に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態あることを確認した。

事務局長（栗田） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）

水産部長（為石） 挨拶（省略）

### 5 議事

議長（9番：亀谷委員）による議事録署名者の指名

議事録署名者：3番 吉田委員、5番 池田委員

#### （1）隠岐海区漁場計画について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議事1は諮問です。隠岐海区漁場計画について事務局より説明をお願いします。

県庁水産課（平松）

～資料1により以下の内容について説明～

- 令和4年7月28日から8月27日にパブリックコメントを実施したところ、1件意見あり。
- 意見を踏まえた結果、公示番号 定第53号を類似漁業権以外の漁業権から削除。
- パブリックコメントを踏まえ、新たに作成された漁場計画案の概要は次のとおり。
- 定置漁業権は8件で、新規漁業権なし、廃止漁業権1件。
- 区画漁業権は69件で、藻類25件、貝類42件、魚類2件。
- うち新規漁業権7件、廃止漁業権はなし。
- 新規は島後4件、西ノ島2件、知夫1件。
- 共同漁業権は31件で、第一種16件、第二種15件。
- うち新規漁業権・廃止漁業権はなし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、これより隠岐海区における漁業権の免許内容等の事前決定にかかる公聴会を開催します。

事務局長（栗田）

本日は、公述人の出席はありませんでした。また、文書による意見も届いていません。従って、公聴会を終了してもよろしいかと思ます。

議長（9番：亀谷委員）

それでは改めて諮問のあった内容について何かご意見、ご質問ありますか。

5番：池田委員

以前、6月にワカメの種苗についての状況をお話ししました。それで、この漁業時期が10月1日からというふうにやっぱり変わらないという、そのところちゅうのはどういうふうな、何だろうか、現状による、あるいはこれから、もうそれが5年、免許するわけですから、どんなもんなんかなと、私自身は疑問に思います。事実、今年も11月の18日から25日までに巻いてます。種苗をです、来るものを巻いてます。これ私も実際巻いてますんで。それから、種苗の施設の設置が11月の17日、それから18日、それから19日というふうな、まだ7本の、今津地先については7本、ある漁業者さんが巻いてないと、種苗を巻いてないというふうな状況です。これはちょっともう問題かなというふうには思いますけども。

議長（9番：亀谷委員）

ただいま池田委員の御質問について、御答弁のほどお願いいたします。

県庁水産課（平松）

平松が回答させていただきます。漁業時期については、現在もこの期間で設定させていただいておまして、中で、10月1日から5月31日であれば、この期間内であれば区画漁業を行っていいということですので、諸事情等あるとは思いますが、今のこの期間で、今回は漁業時期を設定。

5番：池田委員

いや、ちょっと。いや、ですから、それは、この意見としてはあれなんだけども、実際にはこの十数年、11月になってから施設を打つわけですね。それで、種苗を巻くのはそれから1週間後ぐらいから巻くんですけども、実際に、なぜかという、ノダレがついて、藍藻がついて、またロープを掃除するようになるんですよ、2週間もすれば。ですから、できるだけ直近で巻く。それで、10月の1日から打ってもいい訳です、施設を。そうすると、他の漁業と独占排他的にそれと被っちゃうわけですね。だけど、打ってはいいいけれども、使っていないから、そこは入れないちゅうても、実際、この時期になると他の漁師さん入りません。ですから、そのところはきちっと、そのところは線引きしてあげるべきじゃないかと。それから、種苗の成熟がどんどん遅れてるということ。ですから、11月1日からでいいんじゃないかということも前回、6月に申したわけです。それで、私もこうしてあれですから、地区の養殖業者さんといろいろ2回ほど会合しました。それで、いやあ、全然問題ないよ、今まで、だって11月1日だってみんな思っとるもんいうことなんですよ、この20年間ですよ。ですから、それで他のところが若干あればそれは問題でしょうけれども、そういうふうなことをわざとここで明記する必要はないんじゃないかということで、前回も申し上げました。

それから、当然航路のやつがあるんで、今、一つちょっと、このやつで本当のいいのかなというのは、福浦地先がありましたよね。18ページの図面。これやると、ア、イ、ウ、エで囲まれた水域、これ全部が区画漁業権になるわけですよ、決定するわけですよ。18ページです。このとき航路の、航行の支障にならないんだろうかと。他の船もあるわけですよ。全部を埋めてしまうということは。この奥に湾があって、船が泊まってるわけですから、漁船が。大丈夫かなど。事実、私もこの間、打つときには、全部の施設を、私打ちました、はっきり言うと。というのは、航路を開けにゃいけんということで、以前から問題があったもんですから、これは航路が出ちゃいけんから、みんなこうして一堂に打とうやということで、航路をきちっと開けて、夜間、標識見てゆっくり入れるように、余裕を持って入れるように打ったところです。そういうふうなことも行使規則でやっぱりきちっと守ろうやっちゅうことで、打合せをしてやったところなんですけども、その辺のところ、一体どうなんだろうかと、大丈夫ですかちゅうところです。

県庁水産課（平松）

それぞれの地区でそのような問題等が発生しているところもあると思いますが、まずは地元のほうで色々話し合っていて、その中でも本当に問題があるようでしたら、区画漁業権の漁場区域の免許の期間について5年になりますので、そういう問題がここ5年間ずっと生じてるとなると、次回の切替えのときのパブリックコメント等に入れていただいて、そこは調整させていただくことになるかなと思います。

議長（9番：亀谷委員）

何ていうんですか、巻く時期って、他のところの地域のこと、どうなってるんですか。

5番：池田委員

種苗を幹繩に巻く時期なんです。島後については、24日が島後水産種苗センターのが24日から出しています。それから、水高での部分が14日から出せるんですけども、実際には時化等の具合があって施設も打てませんので、18日から巻いたということです、17日に施設を打つてということになります。

議長（9番：亀谷委員）

パブリックコメントじゃないんですけど、その地域を設定するに当たって、構成するに当たって、それぞれの地域の色々な御意見等々を踏まえて、こういうふう設置した、基本的な原則はそういうことなんですよ。

県庁水産課（平松）

はい、そうです。

水産部長（為石）

1つよろしいですか。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ。

水産部長（為石）

池田委員からの御指摘も6月等ございまして、そのこともありましたが、一つは、確かに近年、そういう地区としては遅れている部分もあるかとは思いますが、トータルの他の地区ですとか、フリー配偶体やっておられる方もおられるということもございまして、設置の時間ということで、排他的にというのはあるんですが、その辺りは、今回いきなりそこ1つだけというところよりも、幅を持たせながら、かつ、基本的には漁協さんの行使規則とか、そういうところでまた、資格者とかで縛るところもあるんですが、そういったところも含めて、地元の中プラス、うちのほうなんかも入っていきながらということで、いけたらなというのが一つありました。

それから、福浦のほうの湾の中がっていうところですが、あれは、確かにおっしゃるような危惧はあるとは思いますが、ただし。

5番：池田委員

今は勝部さん1人だわね、今やってる。

水産部長（為石）

まあまあ、他の方もですけど、それで、実はこれ、前回、5年前のときにも同じような設定をしとりまして、それが申請されなかったということもあるんで、あれなんですけど、地元照会した限りでは、一応そこで大きな

懸念というのものなかったというところもありますので、航路の関係は両方分かるように、常に設置しなければということも謳っておりますので、そこはしっかりと行使者のところに対しては、漁協及びうちからも注意をしていきたいなというふうに考えております。

議長（9番：亀谷委員）

以上だそうですが、よろしいですか。

5番：池田委員

はい。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。

2番：大西委員

ちょっといいですか。いいですか。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ。

2番：大西委員

池田委員と同じような質問になって申し訳ないですけど、この19、20も、これ、この線でいくと、ほとんど航路がすごく狭まって、過去にもイワガキのロープに引っかかったり、事故があったんですよ、実際に。これって、この、そういう意見を聞くって、今、部長は言われましたけど、そういう機会っていつですか。

水産部長（為石）

ええとですね、あれ何月までだった。

県庁水産課（佐々木）

これ。

水産部長（為石）

いや、これもだけど、最新の要望とか。去年の3月ぐらい。

県庁水産課（佐々木）

そうですね、前回の海区のときにですね、皆さんの要望をお聞かせいただきまして、先ほど池田委員さんから言われた意見もありましたし、お聞きはしてます。そのとき、今、大西さん言われた意見は海区の中ではなかったんですけど、航路上、不安があるよというのが今の意見だとは思いますが、先ほど為石部長のほうからも説明あったとおり、キワ、航路にかかるんじゃないかっていうところも、過去に網巻いたり、ロープ巻いて、トラブルが起こったよというところがある。今後もそういう可能性が発生しそうだよという状態にあるのであれば、それは漁協さんに相談していただくと。それでも解決できないよということであれば、うちらも入って、実際にこの行使してる人に対して指導もしていきますし、この空けてもらう形で設置してもらう、うちのほうも指導はしていきますので、その辺は隠岐支所の皆さんと地区の運営委員さんと相談していきながらと思います。

議長（9番：亀谷委員）

一応、原則的には航路、区画漁業権を占有が行使するときには航路を妨げないようにするというのが原則ですけれどね。そここのところ徹底してやっぱり守ってもらうということは書いてない。

2番：大西委員

今、佐々木さんが言われたように、狭まるわけですね、今回も。今までだって、ちょっと網に絡まったり、そのの、カキの養殖とかの。それで、漁師さんからは、こんなの駄目だって、ずっと運営委員会に言われてたんですけど。委員会から何とか言ってごさんかみたいなことだったけど、やっぱりその辺は、昼間はまだ分かるんですけど、夜ね、もうちょっと何か、ああいう。ライトとかつけるとか、端々に。夜なんだ、問題は。昼間はまだね、目視で見えるんですけど、夜ほとんど見えないですよ、あれ。あのタンポとか、浮き輪があっても。だから、そこら辺ももうちょっと指導、県から指導ができないもんですかね。

水産部長（為石）

標識はつけましようって話はするのと、見やすく、反射板的なというのはあると思います。それで、ちよっ

と補足ですけど、3月の海区でも聞きましたし、その前に、地元要望という形で上げてもらうというのは、漁協さんを通じてやってもらうっていうのは意見聞いてます、それは前の段階でやってます。

それから、この、大西委員が指摘された19ページと20ページの、この中村の区画については、新規では出てるんですけど、これ実は継続で、全く同じ範囲が、イワガキでずっと出たものに藻類を加えるという、全く区域は変わってないんです、昔からね。新たに設定したわけじゃないです、広がったわけでもないし。今まであったところに魚種が両方でもできるっていう形を取ったという、それで新規という形で出してますけど。そういう意味で広がってはないので、あえて今回は。そこら辺はちょっと。さっきの福浦は昔あったのを復活させたもの。ここは今ずっとあったものに魚種を加えたっていう形なんで、広がったわけではないので。何年か前に、確かに巻いたというのは、7、8年前私が居た時にありました。流れたものはすぐ戻せとか、はみ出さないようにっていう指導して、その後、大きなあれはなかったと記憶してますので、ここはそういう経緯もあったというところでございます。

2番：大西委員

分かりました。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。

ないようですが、ないということで、本委員会として異議がないということで答申することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

はい。

## (2) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の申請期間を定めることについて（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議題2は諮問です。事務局より説明をお願いいたします。

農林水産局（佐藤）

～資料2により以下の内容について説明～

- 新規に許可する場合、漁業調整規則第11条第1項及び第3項により、制限措置の内容と申請期間を定め、海区に諮り、公示により申請を受け付けている。
- 今回、新規許可の公示を行う漁業種類は①とびうお機船船びき網漁業、②あなごかご漁業、③たこかご漁業、④県外いか釣漁業。
- 規則において、申請期間は1か月以上と定められているが、操業の時期を逸し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼす場合はその限りでない。
- そのため、上記②③の漁業種類については申請期間を令和4年12月10日から令和4年12月16日と設定したい。
- また、規則第15条第1項において、許可の有効期間は5年となっているが、漁業調整上5年より短い期間とする場合は、同条第2項で海区に諮ることが必要。
- 上記②は他漁業との漁業調整を図るため、許可日から1年間、④は関係道県との間で毎年許可隻数を調整する必要があることから従来どおり令和5年5月1日から令和6年4月30日で定めたい。

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは本委員会として異議ない旨答申することとします。

### (3) 令和5管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議題3は諮問です。事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（佐々木）

～資料3により以下の内容について説明～

- 令和5年漁期の国TACについて、令和4年漁期と比較すると、まあじ156,200トン→152,400トンの3,800トン減、まいわし97,000トン→143,000トンの46,000トン増となった。
- 島根県には、まあじ23,100トン→22,600トンの500トン減、まいわし（当初配分）26,300トン→38,700トンの12,400トン増となった。
- 令和4年8月時点での県TAC消化率は、まあじ26.1%、まいわし66.9%。
- 令和5年漁期の中型まき網漁業には、まあじ21,200トン、まいわし38,200トンを配分予定。

議長（9番：亀谷委員）

諮問のあった内容について、委員のみなさまのご意見、ご質問はありますか。

5番：池田委員

何でもないですけど、質問ですけども、5ページと6ページにTAC設定の流れ、漁獲量設定の流れがございまして。それで、一番右のところに留保分が出てますけれども、例えば平成5年漁期の留保分。それで、不足時再配分となって、矢印3点が、点線が3つ、県に向いてるんですよ。これは全部にですね。

県庁水産課（佐々木）

3つになってますけど、管理区分、いわゆる県に配分されるという認識でいいです。

5番：池田委員

同様に6ページも同じ。

県庁水産課（佐々木）

はい。

5番：池田委員

ありがとうございます。

県庁水産課（佐々木）

分かりにくくてすみません。

議長（9番：亀谷委員）

その他ご質問、ご意見ございませんか。この諮問を答申することに異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは本委員会として異議ない旨答申することとします。

### (4) 知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題4は報告です。知事管理漁獲可能量の変更について事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（佐々木）

～資料4により以下の内容について説明～

①令和3管理年度 さば類

- 関係県や関係漁業者間での合意が得られた数量であれば水産政策審議会への諮問を経ずに、国留保枠からTACを配分できる仕組みを構築。
- 令和4年6月22日付で島根県から国へ留保枠の配分を要望。

- 結果、令和4年6月24日に国留保枠26,640トンから1,000トンを放出。
- 島根県への配分は17,600トン→18,600トンの1,000トン増となった。

### ②令和4管理年度 まいわし対馬暖流系群

- 令和4年5月19日付で島根県まき網漁業協議会から県に対し、他県・大中型まき網漁業から融通の仲介を要請。
- 令和4年8月19日に大中まき網漁業から11,000トンのうち1,000トン。
- 令和4年9月16日に石川県から21,100トンのうち3,000トンの融通が実現。
- 二度にわたる融通の結果、中型まき網漁業への配分は40,300トン→44,300トンの4,000トン増。

### ③令和4管理年度 くろまぐろ

- くろまぐろの突発的な来遊、想定外の漁獲に備え、県資源管理方針に基づき、TACの一部を県の留保枠として管理。
- 繰越からの追加配分量（消化率メリット）修正のための国追加配分0.6トンを県留保分に加算。
- 県が管理していた留保枠から小型魚3.0トンのうち2.6トン、大型魚0.6トンのうち0.4トンをそれぞれ配分した。
- 県留保枠の放出により、隠岐地区では以下の通り配分された。

#### 小型魚

- ・ 定置漁業：6.2トン→6.4トンの0.2トン増。
- ・ 沿岸くろまぐろ漁業：31.5トン→32.3トンの0.8トン増。

#### 大型魚

- ・ 定置漁業：5.7トン→5.8トンの0.1トン増。

### 議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

### 全委員

異議なし。

### 議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとします。

## (5) 第8次島根県栽培漁業基本計画の策定について（報告）

### 議長（9番：亀谷委員）

議題5は報告です。第8次島根県栽培漁業基本計画の策定について事務局より説明をお願いいたします。

### 県庁沿岸漁業振興課（堀）

～資料5により以下の内容について説明～

- 直近の第7次計画は令和3年度が最終年度となるため、今年度中に第8次計画の策定が必要。
- 第8次計画では現行計画から主に次の点を変更予定。
- 漁業者要望が多く、かつ高い収益性が見込まれる3種（キジハタ・クエ・マナマコ）を対象魚種に追加。
- マダイ・ヒラメについては、育成の効率化を図るため直接放流へ転換。
- パブリックコメントを実施したうえ、次回3月海区で策定計画を諮問し、年度内に公示する。

### 議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

### 2番：大西委員

いいですか。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ、大西委員。

2番：大西委員

今の説明で、ちょっと率直な意見なんですけど、7次計画では、じゃあ、4年度は何もして、放流してないってことですかね。

それともう一つ、2つ目は、この放流するのは大変僕らとしても大歓迎なんですけど、この割り振りとか、どういう方法で放流されてるんですかっていうのを、率直な疑問でお願いします、質問です。

議長（9番：亀谷委員）

よろしくお願いします。

県庁沿岸漁業振興課（堀）

7次計画は、一応、令和3年度までという期間ではあったんですけども、計画がないから放流しないというわけではなくて、今年度も7次の計画に沿った形で放流を実施しております。なので、昨年度と同様な形でやっていると思います。放流の割り振り、尾数をどういうふうに分けているかということになるかと思うんですけども、業者からの要望、この地域では、隠岐ではやはりマダイを放流したいという意見が強いですし、西部のほうではヒラメを放流したいということになりまして、各地域協議会、栽培の地域協議会が、それぞれの地区のそういった意見を重視しながら割り振りというのをやっております。

議長（9番：亀谷委員）

よろしいですか。どうぞ。

2番：大西委員

例えば、このアワビとかは、追跡調査みたいなこともしてないんですね、やってない。

県庁沿岸漁業課（堀）

県のほうでは実施してないですけども、例えば地元で放流して、後、追いかけてというか、追跡をしているところはあるかと思えますけれども、ちょっとなかなか、マダイ、ヒラメほどはやっていないかもしれないですね。

2番：大西委員

この資料5の2の、実際の漁業者としては、実感がないっていうのが本当の答えだと思います、本当に。放流、漁業集落っていう事業があるんですけど、それでもやってるんですけど、なかなか、何かちょっと分かりにくいですね。放流するのはいいことだと思うんですけど、フェリーの中でも部長とも話しましたが、放流自体はいいんだけど、放流の場所とか時期とか水温とか、また色々分かれば、色々教えてもらいたいことがたくさんあるんで、情報を流してもらえば助かります。

県庁沿岸漁業課（堀）

御意見ありがとうございます。なかなか実感しないってなると、例えば放流魚が直接揚がってこないという感覚があるのかもしれないですけども、例えばそれが、また卵を生んで、再生産につながっているとか、国のほうの研究でも、そういった効果は一定数あるんだよということを言われておりますので、放流自体は全然悪いことではないと。放流方法とか、やっぱり放流場所とか、そういったことは、その後の生き残りなんかに影響があるかと思えますので、今後も研究していきたいと思えます。

2番：大西委員

分かりました。

議長（9番：亀谷委員）

他に。池田委員。

5番：池田委員

今のことに関連するんですけども、実は私どもの地先のところでも毎年放流してます。どこへどうしたのか分からないと。当然、禁漁区は設定して、当然そこでないと駄目ですから、やってるんですけども、ただ、夏場、潜水してみると、非常に若い殻がたくさんあるんですよ。みんな餌撒いちゃあへんかと、はつきり言ってタコの餌を撒いちゃあせんかなというのがあって、これ非常に若いんですよ、殻がね。本当に



今し方食べられたんじゃないかなというような。それで、これは駄目だなということで、放流するのはもちろん、当然いいことだと思うんですけども、これを駆除しないと、タコを駆除しないと、あんだけ殻があったら駄目だということで、私どもの地先では、ちょっと声かけて、実はタコ籠を漁業者さんでやろうじゃないかということで、各自に配付して、それで貸与して取り組むというようなところもやっています。多量にです、多量にそういうふうなことをやろうということで、どういう効果が上がるかは今後の楽しみですけれども、そういったことも一つ考えられるんじゃないかと思います。

議長（9番：亀谷委員）

はい。

県庁沿岸漁業振興課（堀）

ありがとうございます。また情報の提供ですね。

2番：大西委員

今の池田委員の。

議長（9番：亀谷委員）

はい、どうぞ。

2番：大西委員

あっ、いいですか。

議長（9番：亀谷委員）

はい、どうぞ。

2番：大西委員

いいです、先。

議長（9番：亀谷委員）

はい。

2番：大西委員

たまに僕も潜ったりするんですけど、やっぱり本当殻が多いですね。多分タコも頭良くて、ここよく毎年放流してごすけんっていうところもあるかもしれない。本当殻が多いです、本当に。ただ、その辺も池田委員が言った籠をやるとか、色々また方法を考えないといけないなと地区のほうでも話をしていますけどね。せっかく撒いたのに餌になったら何にもならんし、高級なアワビなんかではせっかく。その辺もまた、色々情報を流してください。

議長（9番：亀谷委員）

升谷委員。

7番：升谷委員

確認ですけどね、今、マダイとかヒラメとかキジハタとかクエ、ナマコ、こういったものをずっと8次でやるということですけども、イワガキとかヒオウギガイ、こういったものはどっかに謳うとかない訳ですか。引き続き、ちょっと待ってください。

そのことと、以前はどうもクルマエビとかですね、そういったのをやってまして、非常に幅広くやってたんです。我々が役場入ったときには、国の栽培センターにしてもらえればどうかなという話もあったけども、だんだん縮小されて、水産振興協会、指定管理してると。こういった中で、新たな種苗いうんですかね、先ほど、キジハタとクエについては病気があって難しいと。だから、それについて、何かそれを克服するような研究してるのかということですね。やっぱり地元で生産することが大事だと思うし。このアワビについても、国の栽培センターでやってたんですよ。それも縮小したわけで、だんだんマダイとヒラメだけになったと。ヒラメについてはほとんど本土で売っているという、隠岐としてはマダイをやっていると。これ55万匹ですかね。今回は50万匹にして、中間育成施設が今回。我々も中間育成施設は結構お金入れて整備してるんですよ。これを今、今後どう使うかということも含めて検討していかなければいけないなと思ってるんです。そういったことで、ぜひ、せっかく隠岐に栽培センターがありますので、これはある程度、少し他の種苗生産も、ナマコはやるということですけども、何とかそういった方向に向いてもらえればと思っております。これ要望的なことでは

ども。以上です。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ。

県庁沿岸漁業振興課（堀）

ありがとうございます。

まず、イワガキとかヒオウギの種苗についてですけれども、この栽培基本計画の中では一応養殖は除いた形にしております。それから、過去にクルマエビもやっておりましたけれども、これも病気が発生したりといった問題が、残念ながら、なかなか生産が難しいということで、ちょっとできなくなった経緯がございます。新たな種苗ということで、今回キジハタ、クエ。キジハタ、クエにつきましては、病気の問題があって、今の栽培センターではなかなか生産できないですけれども、その施設を防疫をしっかりした施設にすることによって、将来的には自県での生産というのも可能性がなくはないですので、実際、山口県なんかでもそういうふうにされております。あと、そういった要望もございますから、今後、検討を進めていきたいと思っているところですけど、中間育成施設、大分老朽化してきたりとか、飼育をしていただいていた方の高齢化によって、なかなか続けていくのが難しいということで、今回このような直接放流という方法、検討させてもらったと。施設自体、何か有効活用ということも考えられるかなと思いますので、またその辺りも水産振興協会等との調整になります。

議長（9番：亀谷委員）

他にご質問、ご意見等ありませんか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとします。

## （6）島根県漁業調整規則の一部改正予定について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題6は報告です。島根県漁業調整規則の一部改正予定について事務局より説明をお願いいたします。

農林水産局（佐藤）

～資料6により以下の内容について説明～

- 調整規則一部改正により、①「ひき縄釣漁業」の自由漁業化、②特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理を行う。
- ①について漁業調整上の必要性が無くなっていること、許可漁業であるがために不利益を被る漁業者が出ていることを理由に従来の許可制から自由漁業に戻す。
- ②は、これまで調整規則により期間を定めてあわび、なまこの採捕を禁止していたが、改正漁業法の施行により、漁業者以外によるあわび及びなまこの採捕が周年禁止となった。
- これに伴い、令和5年9月1日に予定されている漁業権の一斉切替にあわせて漁業権の免許内容や許可の制限措置等により規制する形に改める。
- ただし、中海及び境水道におけるなまこ採捕については鳥取県との調整が必要であるため、従来通り調整規則により制限する。

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとします。

## (7) 隠岐海区漁業調整委員会補欠委員候補者の応募（推薦）結果について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題7は報告です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長（栗田）

～資料7により以下の内容について説明～

- 補欠候補者を公募（令和4年8月22日～9月26日）したところ、申込み状況は次のとおり。
- 隠岐海区漁業調整委員会では、漁業者委員又は漁業従事者委員（定数1人）に対し、2人の申込みあり。
- 島根海区漁業調整委員会では、漁業者委員又は漁業従事者委員（定数1人）、学識経験委員（定数1人）に対し、それぞれ3人の申込みあり。
- 県議会同意などを経て、令和5年4月に委員委嘱予定。
- 任期は前任委員の残存期間とする。

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

事務局長（栗田）

すみません、大変申し訳ないんですけども、資料に誤りがありまして、井上孝行さんとここに表記ありますが、正式には井上孝夫さんが正しいです。申し訳ございません。

議長（9番：亀谷委員）

訂正をお願いします。

その他、ご意見ありますかでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとします。

## その他

議長（9番：亀谷委員）

その他に事務局の方で何かありますか。

事務局長（栗田）

その他について事務局では特に準備しておりません。

議長（9番：亀谷委員）

全体を通して皆様からご意見等ありますかでしょうか。

2番：大西委員

前回、6月でしたかね、前回のときに、その前にJFしまね西郷支所の運営委員会があって、水産動植物、追加してもらえないかという話をしたと思うんですけど、何だったかな。

5番：池田委員

ニイナ貝。

2番：大西委員

ニイナ貝とトコブシとアラメでしたけど、あれから、たしかあのときは10月ぐらいに一回、そういう話を、会をするということだったんですけど、それもなかったですし、その後、どういう状況になってるのかをちょっと説明していただけますか。

議長（9番：亀谷委員）

事務方、説明。

事務局長（栗田）

すみません、ちょっとお答えします。10月頃に、何か相談をしましょうかということが。

水産部長（為石）

委員会をやる。

議長（9番：亀谷委員）

10月に海区を開くというような。予定があったんだけど、予定はするけど、会は開催されなかったよね。

事務局長（栗田）

すみません、委員会ではできなかったんですけども、漁業権に入れるか入れないかというお話だと思うんですけども、まず、漁業権を設定しますと、一般の方を、今、楽しんでおられる方を締め出すことになるかと思えます。それで、あと、一般の方がどれぐらい捕っているかとか、あと、漁業実態がどうなってるかというところが、なかなか現時点では把握できないというところがあるかと思えます。なので、なかなか状況が分からない中で漁業権を設定して、排他的に漁業を営む権利になりますので、なかなか難しい。あと、実際に今、ニイナ貝が非常に減ってきているということが、前回委員会でも御説明ありましたが、地域的なものなのかとか、隠岐全体なのか、県全体なのかというところも十分に検証されてないところがありますので、事務局というか、県としては少しまだ漁業権設定に向けて、漁業権設定するというところには、まだ時期尚早なのかなと。引き続き、実態きちんと把握して、現場と意見交換しながら進めていければというふうに判断したので、今回は漁場計画の案には載せていないということになります。

2番：大西委員

それでは、じゃあ、あと5年間はならないってことかな。ですか。

事務局長（栗田）

共同漁業権、10年。

5番：池田委員

共同漁業権って10年。

議長（9番：亀谷委員）

10年。

2番：大西委員

ああ、10年か。

事務局長（栗田）

ええ、10年ですので、そこは現時点では何とも言い難いところなんですけども、先ほど私が答弁したように、実態が十分分かってきたり、あるいはこういうふうに設定すれば資源管理もできて増えるだろうというような、何ていうか、見えてくれば、そういった漁業権設定して、しっかり資源を守りながら漁業をしていきたいと思いますということになれば、漁業権設定していこうというようなことになるかなというふうに思います。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ。

5番：池田委員

前回も、私のほうもそういうふうな意見を出しました。で、今年も私、見ませんでした。これは前回も言いましたので、もう1年、2年のことじゃないよと。ですから、早急に実態をつかんで、そういうふうな現状把握をして取り組まなければ、これ資源として本当に大丈夫かなというぐらいな数だと思います。数が1個、2個の問題じゃないんですよね。そういったもの、あれだけびっしりおったのがないわけですから。それから、漁業者は恐らく全く捕ってないと思いますよ、これ、生産性上がってないと思います。そういう状況です。早急に調べられて、その辺のところ、資源管理の観点から。漁業者も捕れないわけです、今。ですから、そういったことを調べられて、対応していただけたらなという。とにかく隠岐海区では、恐らく島前もそうだと思うんですよ。

議長（9番：亀谷委員）

実態調査をとにかく早急にして、それでそれが人的に捕ってなくなったものなのか、その辺のところをや

っぱり確証をして、検討していただければと思います。

事務局長（栗田）

御意見ありがとうございます。

水産技術センターのほうで、今、アワビやサザエの資源管理どういうふうにするかというようなことで、モニタリング箇所を何か所か設定して、丁寧な実態調査をしております、そういったものと併せまして、我々も浜回りなんかしながら、ちょっと丁寧に聞き取りしながら、どういった方策があるのかなというところを現場から上げていきたいというふうに考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（9番：亀谷委員）

よろしくお願ひします。よろしいですね。

他にございませんか。

2番：大西委員

やっぱりそのことはね、結構な5、6年前までは収入源になってたんですよ、漁業者にとっては。だから、そこら辺はちょっと早急に調査してもらって、その辺も考慮してもらえればと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局長（栗田）

ご意見ありがとうございます。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。なければ。

2番：大西委員

もう1件ちょっといいですか。時間いいですか。

水産部長（為石）

我々は大丈夫ですよ。

2番：大西委員

もう、ちょっとざっくばらんな話なんですけど、よく、僕、中村なんですけど、中村のほうにイシダイ突きの人が来られるんですわ。結局、僕もよく分かんない、分かる範囲でいいんですけど、地元の漁師は銃使っていていいんですか。どうなるんですかね。

事務局長（栗田）

漁業者の方という意味でしょうか。

2番：大西委員

はい。

事務局長（栗田）

水中銃は使っても大丈夫です。

2番：大西委員

他から来た人は駄目。

議長（9番：亀谷委員）

漁業者。

事務局長（栗田）

他から来た。

2番：大西委員

漁業者でも。

事務局長（栗田）

他から来た漁業者は使えます。

2番：大西委員

だけん、例えばですよ。

## 事務局長（栗田）

漁業者と遊漁者という形で分けていただければ分かりやすいかと思うんですけども、ただ、よそから来て、地元のルールもあるでしょうから、その辺は安全操業も含めて、地元とトラブルがないようにやっていただくのが一番よろしいかなとは思いますが。

## 2番：大西委員

その辺はちょっとね、中村じゃないですけど、五箇のほうで今年ちょっと揉めたことがあって、漁業者だからいいわみたいな感じで、他の地区から来て、それはやっぱり地元には地元のルールがあるんで、そこを守ってもらえないか言っても、それを盾に、漁業者だからいいわって言うんで、ちょっと揉めたことがあったんで、ちょっと聞いてみたんです。分かりました。

## 水産部長（為石）

それは他の地区でもあったり、今、島根半島で、ちょろっと、島根海区でも少し話題が、今回の11月のところでもあったと聞いております。それは、それほど、実態としては大した、行ったか行かないかがあったか、ちょこっとあるかですけど、五箇のケースとか、他のケースっていいますと、言ったように、漁業者であれば釣りと同じ自由漁業の範疇なので、漁業権や、そういったものに縛られる、魚であれば。タコとか、あぁいった漁業権、ナマコの漁業権魚種を潜って水中で捕ってれば、それは漁業権上アウトですけど、魚、少なくとも漁業権が設定されていない魚を銃で突く分、イシダイについては、まず自由漁業であることは、それは間違いない、漁業上も間違いないです。ただし、今言ったように、操業上のルールで、ここは皆が潜ってない場所と認識されてるところにぼこんと、潜りが上がってくると、引っかけて事故を起こす、そういった安全面の問題。それから、あつてはならないですけど、アワビやサザエを捕ってるんじゃないかっていう疑念の部分。それは疑念なので、捕ってなければ、それは白なんですけど、端から見て何をやってるか分からないから、地元の人が、密漁かっていうところの目で見てしまうっていうところは、情報のなさというか、コミュニケーションのなさで起こる問題、というところで。やはりまずはそういったところで、いや、自由だからっていうのでばんばん乗り込まれると軋轢がありますよっていうことを、やられる方には必ず我々も指導というか、アドバイスもしますし、知らない者が潜っていると、あれは五箇のあんちゃん、漁するもんで、例えばアワビ、サザエは捕らない。それなんかも、浜田の例なんかは、漁獲物を見せる見せないで揉めたりもしたことがあるんですけど、おまえ、潜って捕ってんじゃないか。見せないと余計揉めちゃうんで。だから、逆に言うと、五箇なんか他の話では、潜りで捕ったワカメを漁協の前から揚げて、みんなが見てる前で揚げれば、サザエ、アワビないのも分かるし、そういったちょっとした配慮をお互いがしたり、認識を持てば、何者かが分かれば、比較的、その後、スムーズになりやすいというのはあるんで、法的なもので縛れないとか、頭ごなしに、がんとこうやって、縛れないから、「くそ」と何も言えねえというよりは、お互い、向こうもそうですけど、来る者は、わしはどういう人間で、どういうことがやりたくて来てて、地元には配慮しなきゃ。例えば危ないところでは潜らないとか、ちゃんと浮きをつけるとか、旗を立てていて、この辺で、それより離れたところで上がらないとかっていうようなことを徹底するとかね。そういったことは法律ではないけど、マナー、それから安全面としてやっていきたいと思います。ということで、間々にうちも入りながら、他の地区ではやっていきながらということで、少しずつお互いが理解していく。だから、どっちかがあまり暴走しちゃうと、感情的なあれになっちゃうので、それは何とか避けたいなということで。

## 2番：大西委員

なかなかそこら辺が難しいんですわ。

## 水産部長（為石）

頑張ってるんですけどね。

## 5番：池田委員

指導としては、やっぱり潜水旗を立てるとかね。それはきちっとやらないといけないルールだから。

## 水産部長（為石）

そうですね、それは間違いない。

**5番：池田委員**

それはやってもらえればね、余計分かるわね。

**2番：大西委員**

僕らの突くような夏場とか、潜る時間が決まってるんで、それ以外にいると思ってなくて走るんで、船が。それで、ぴょこっと出てきたら、本当事故にもつながるんで、これは。そのことは、僕らも見かけた人には言ってますけどね。

**水産部長（為石）**

結局あれだね、本当言うと、地区の若い者が直でもいいし。本当は若い者、地区のそれぞれの区長さんじゃないけど、地区の運営委員の、大西さんみたいな立場の人とか、五箇だったら佃さんですかね、とはちょっと話してみて、その若い者に話しってきて、うちのルールはこうなると。確かに自由だと、自由漁業であるけど、こういう制約とか、うちはこういうルールがある中でやっちゃうんで、そこは尊重しながらとか、あんたらも、こういうことしかししないよねと、サザエ、アワビ捕ってるわけじゃ当然ないよねと。我々が声かけたときなんか、疑うやつもおるけん、とは言いながらも、捕ってないなら、そこは、ある意味快く大丈夫だよっていうのを見せてごしないとかね、いざちゅうときには、そうやって信頼感をつくっていきましょうねっていう、何か入り口があると、非常に。最初であんまり揉めちゃうと、もう感情的になっちゃうんで、ぜひそこは。

**2番：大西委員**

その中村の運営委員会の中でも、昔から地元で育って、小さい頃から、それで漁師になった人はある程度ルールが分かってるけど、問題はIターンで来られてる方が最近、組合員の申込みがあるんで、その人には、そういう人には、あらかじめ、中村はこういうこうこうで、こういうことを守ってよって、これからは言おうという話になってますけどね。

**水産部長（為石）**

そうですね。新しい方とね、これまでのルールの中で、変えてくべきところとかね、効率化するところはしてって、五箇なんか潜りの時間を、我々が間に入って、ちょっと長めにしてもらって、若い者がね。若い者は潜れますんでね。潜らさないっていう地元の長老さんたち、それは幾ら何でもワカメが枯れてはもったいなさ過ぎるからってことで2時間ぐらい延ばして。ただ、そのときにも、漁協前で揚げましようねとか、ちょっと一部、要らん、要らん手間ちゅうわけじゃないけど、普通にやってるだけなのにして思うけど、ただ、それを始めれば、言ってた人も納得して、ああ、何もねえわと、サザエ、アワビも捕ってないなど。となりゃあ、もうこれ以上文句のつけようもないし、実績が積み重なると、いつの間にかそれが地元ルールに定着するので。中々ね、ケース・バイ・ケースがあって難しいところではございますけど、なるべく出だしをスムーズに、円滑にいたら、その後も比較的になるんじゃないかなというので、そういったところでは、うちのほうにも、例えばお声掛けいただくとか、運営委員長さん同士でも、最初はちょっと話してみるとかっていうのがいいかなと思ったりします。

**議長（9番：亀谷委員）**

委員の皆さん、これで終了してよろしいか。

**全委員**

特になし。

**議長（9番：亀谷委員）**

分かりました。

それでは次回委員会の開催予定はいつになるのか、事務局よりお願いします。

**事務局長（栗田）**

次回の海区は3月頃、島後で開催予定。議題は、R4のくろまぐろ、するめいかのTAC諮問などを予定している。

**議長（9番：亀谷委員）**

それでは以上をもちまして終了とします。皆様ありがとうございました。

本日のWEB会議システムを用いた委員会は何度か接続が切れる場面があったものの、議事の進行については異常なく終了した。

#### 閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部沿岸漁業振興課

G L

堀 玲子

主任

木下 光

島根県農林水産部水産課

主任

佐々木 雄基

主任

平松 大介

島根県総務部隠岐支庁農林水産局水産部

部長

為石 起司

島根県総務部隠岐支庁農林水産局水産部水産課

主任

佐藤 勇介

隠岐海区漁業調整委員会事務局

水産業普及員

中山 創一朗

事務局長

栗田 守人

書記

藤井 恵太



以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（9番：亀谷委員）

議事録署名者

3番

議事録署名者

5番